

広島県訓令
広島県議会議務局訓令
広島県教育委員会訓令
広島県選挙管理委員会訓令
広島県人事委員会訓令
広島県監査委員訓令
広島海区漁業調整委員会訓令
広島県内水面漁場管理委員会訓令

第三号

本庁
地方機関
議会事務局
教育委員会事務局本庁
教育委員会事務局地方機関
学校以外の教育機関
選挙管理委員会事務局
人事委員会事務局
監査委員事務局
労働委員会事務局
海区漁業調整委員会事務局
内水面漁場管理委員会事務局

職員の顔写真等の取得に関する訓令を次のように定める。

令和四年十二月二十六日

広島県知事 湯崎英彦
広島県議会議長 中本隆志
広島県教育委員会教育長 平川理恵
広島県選挙管理委員会委員長 国政道明
広島県人事委員会委員長 加藤誠
広島県代表監査委員 川上俊幸
広島海区漁業調整委員会会長 北田國一
広島県内水面漁場管理委員会会長 辻駒健二

職員の顔写真等の取得に関する訓令

(目的)

第一条 この訓令は、職員の県庁舎への入庁又は執務室への入室の管理に必要な職員の顔写真及びそのデータ（以下「顔写真等」という。）の取得について定めることを目的とする。

（顔写真等の取得等）

第二条 任命権者の求めに応じ、職員は、顔写真等を提出しなければならない。

2 任命権者は、職員の同意を得た場合には、前項の規定による提出に代え、広島県職員証に関する訓令（平成五年広島県訓令・広島県議会事務局訓令・広島県教育委員会訓令・広島県選挙管理委員会訓令・広島県人事委員会訓令・広島県監査委員訓令・広島海区漁業調整委員会訓令第一号）により作成された職員証の写真を使用することができる。

附 則

この訓令は、令和四年十二月二十六日から施行する。